

家の引き継ぎ方について考えてみませんか？

問政策課 ☎(57) 4178

建物をお持ちの方は、将来の引き継ぎ方について、下記のポイントを確認しておきましょう。
相続人が多数いる場合や権利関係が複雑な場合は、将来引き継ぐときに、より多くの費用や時間がかかってしまいます。

1 現在の登記の確認を行う

建物は、亡くなった方の登記名義のままのものや未登記のものがあります。

法務局で登記事項証明書などを取得し、登記名義が誰になっているか確認しておきましょう。

2 相続などについて事前に話し合っておく

相続などについて家族・親族間で事前に話し合っておきましょう。

(誰に引き継ぐのか、誰が管理するのか) 場合によっては、遺言書(公正証書が望ましい)の作成を検討しましょう。

3 専門家に相談する

必要に応じて、弁護士、司法書士、行政書士などの専門家に相談し、手続きを確認しておきましょう。

もし空き家の所有者になったら適正な管理を！

年間を通して日常的に利用されていない建物のこと

放置してしまうと
こんな危険が！

不審者の侵入
ごみの不法投棄

建物が傷み、屋根や
外壁材の落下・飛散

草木が繁茂し、近隣の家や
道路に悪影響を及ぼす

蜂等の害虫の発生源

空き家の管理は所有者・管理者の責任です！

空家等は個人の資産であり、所有者や管理者は空き家を適切に管理する責任(※)があります。

屋根や外壁が落下、崩れるなどして、他人がケガした場合、空き家の所有者や管理者は**損害賠償**を請求される可能性があります。

(※)所有者が亡くなっている場合は、相続人全員に管理責任があります。

代行サービスの利用を検討しましょう

遠方に住んでいる、高齢などの理由により、所有者ご自身が空き家を管理することが難しい場合は、**民間管理代行サービスの利用**をご検討ください。

公益社団法人野木町シルバー人材センターでは、下記の業務を行っています。
ぜひ一度ご相談ください。

連絡先 公益社団法人野木町シルバー人材センター ☎(56) 2137

業務内容 空き家等の見回り・除草、植木の剪定(樹高4m、幹の太さ20cm未満)等